

件名	県議会議員の報酬及び期末手当並びに費用弁償支給条例等の一部を改正する条例
主管課	人事課
根拠法令等	地方自治法の一部を改正する法律（平成20年6月18日公布、同年9月1日施行）
<p>【改正の概要】</p> <p>地方自治法の改正に伴う改正</p> <p>1 県議会議員の報酬及び期末手当並びに費用弁償支給条例の一部改正</p> <p>題名改正 県議会議員の報酬及び期末手当並びに費用弁償支給条例</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p style="text-align: center;">議員報酬</p> <p>用語の整備 「報酬」 「議員報酬」 「報酬月額」 「議員報酬月額」</p> <p>議会活動と位置付けられたものに対する旅費の支給</p> <p>第5条第2項 前項の規定にかかわらず、議員が招集に応じて本会議若しくは委員会に出席した日又は会期中において議案調査等のために登庁した日に支給する旅費は、当該出席した日又は登庁した日1日につき、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。ただし、公用車その他公用の交通機関を利用して全行程を旅行した者に係る旅費は、1,500円とする。</p> <p style="text-align: right;">↓</p> <p>、委員会若しくは地方自治法第100条第12項に規定する議案の審査若しくは議会の運営に関し協議若しくは調整を行うための場</p> <p>2 愛媛県特別職報酬等審議会条例の一部改正</p> <p>用語の整備 「議会の議員の報酬」 「議員報酬」 「報酬等」 「議員報酬等」</p> <p>3 愛媛県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正</p> <p>用語の整備 「報酬月額」 「議員報酬月額」</p>	
施行日	公布の日
<p>【その他参考事項】</p> <p>地方自治法改正の概要</p> <p>1 議会活動の範囲の明確化</p> <p>議会は、会議規則の定めるところにより、議案の審査又は議会の運営に関し協議又は調整を行うための場を設けることができるものとされた（法第100条第12項）。</p> <p>2 議員の報酬に関する規定の整備</p> <p>議員の報酬の支給方法等に関する規定を他の行政委員会の委員等の報酬の支給方法等に関する規定から分離するとともに、報酬の名称を議員報酬に改めるとされた（法第203条、第203条の2）。</p> <p>その他 地方自治法改正に伴い、議員提案で愛媛県政務調査費の交付に関する条例、愛媛県議会議員の報酬の特例に関する条例、愛媛県議会議事規則が改正された。</p>	